

和歌山県胃がん検診精密検査協力医療機関登録要領 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">和歌山県胃がん検診精密検査協力医療機関登録要領</p> <p>1 目的 (省略)</p> <p>2 登録の要件 (省略)</p> <p>3 新規登録手続 (1) 名簿への登録を希望する医療機関は、様式1により和歌山県福祉保健部健康局健康推進課(以下「健康推進課」とする。)に申請する。 (2) 県は、申請書類を速やかに精査した上で、和歌山県生活習慣病検診管理指導協議会胃がん部会において登録の可否について審査を行い、県が登録を決定する。 (3) 県は、登録が決定した医療機関を名簿に追加し、市町村及び関係機関に配付するとともに、ホームページ上に掲載する。</p> <p>4 登録の更新 (1) 登録の更新は、原則として3年毎に行うものとし、更新を希望する医療機関は健康推進課が指定する期日までに様式1により申請する。 (2) 県は、登録の更新の可否について申請書類を速やかに審査した上で、決定する。</p> <p>5 登録内容の変更及び登録の取消 (1) 登録された医療機関は、登録内容に変更が生じた場合は様式2により、登録の辞退を希望する場合は様式3により、それぞれ健康推進課に届け出る。 (2) 登録された医療機関が要件を満たさないことが判明した場合、県は登録の取消または是正指導を行うことがある。</p> <p>6 その他 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p> <p>附 則 この要領は、平成28年1月1日から施行する。 この要領は、平成31年2月1日から施行する。 この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">和歌山県胃がん検診精密検査協力医療機関登録要領</p> <p>1 目的 (省略)</p> <p>2 登録の要件 (省略)</p> <p>3 登録手続 ①名簿への登録を希望する医療機関は、原則として、和歌山県健康福祉部健康局健康推進課(以下「健康推進課」とする。)が指定する期日までに様式1により申請する。 ②県は、申請書類を速やかに精査した上で、和歌山県生活習慣病検診管理指導協議会胃がん部会において登録の可否について審査を行い、県が登録を決定する。 ③県は、登録を決定したものの名簿を作成し、市町村及び関係機関に配付するとともに、ホームページ上に掲載する。 ④登録された医療機関は、登録内容に変更が生じた場合は様式2により、登録の辞退を希望する場合様式3により、それぞれ健康推進課に届け出る。 ⑤登録された医療機関が要件を満たさないことが判明した場合、県は登録の取消または是正指導を行うことがある。</p> <p>4 登録の更新 登録の更新は、原則として2年毎に行うものとし、更新手続きは新規登録手続きに準じて行う。</p> <p>5 その他 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p> <p>附 則 この要領は平成28年1月1日から施行する。 この要領は平成31年2月1日から施行する。</p>

新

様式 1①

年 月 日

和歌山県福祉保健部健康局
健康推進課長 様

医療機関名
代表者名

和歌山県胃がん検診精密検査協力医療機関登録申請書（新規・更新）

当医療機関は、以下のとおり、和歌山県胃がん検診精密検査協力医療機関登録要領 2 に定める要件を全て満たしており、和歌山県胃がん検診精密検査協力医療機関名簿への登録を希望しますので、申請します。

記

1. 要件充足状況

※（充足または同意する項目の□にチェックを入れてください。）

④以外の項目は必須条件であり、それらにチェックがない場合は、登録申請できません。

- ①精密検査として胃内視鏡検査を実施できる。
- ②組織診検査が実施できる（実施可能な他の医療・検査機関への委託可）。
- ③胃がんの確定診断に至るまでの責任ある体制が構築できている。
- ④精密検査担当医師は、日本消化器内視鏡学会の指導医もしくは専門医または日本消化器がん検診学会の認定医により精密検査を実施できる。
- ⑤精密検査結果を速やかに一次検診機関または市町村に報告できる。【※1】
- ⑥胃がん検診精密検査実施医療機関として、医療機関名・所在地・電話番号・資格を有する専門の医師【※2】の在籍の有無について情報提供されることに同意する。

2. 医療機関情報

医療機関名	
住所	
電話番号	
ファクシミリ	
E-mail	

旧

様式 1①

年 月 日

和歌山県福祉保健部健康局
健康推進課長 様

医療機関名
代表者名 印

和歌山県胃がん検診精密検査協力医療機関登録申請書（新規・更新）

当医療機関は、以下のとおり和歌山県胃がん検診精密検査協力医療機関登録要領 2 に定める要件を全て満たしており、和歌山県胃がん検診精密検査協力医療機関名簿への登録を希望しますので、申請します。

記

1. 要件充足状況

充足または同意する項目の□にチェックを入れてください。

④以外の項目は必須条件です。④以外の項目にチェックがない場合は、登録申請できません。

- ①精密検査として胃内視鏡検査を実施できる。
- ②組織診検査が実施できる（実施可能な他の医療・検査機関への委託可）。
- ③胃がんの確定診断に至るまでの責任ある体制が構築できている。
- ④精密検査担当医師は、日本消化器内視鏡学会の指導医もしくは専門医または日本消化器がん検診学会の認定医により精密検査を実施できる。
- ⑤精密検査結果を速やかに一次検診機関または市町村に報告できる。【※1】
- ⑥胃がん検診精密検査実施医療機関として、医療機関名・所在地・電話番号・資格を有する専門の医師【※2】の在籍の有無について情報提供されることに同意する。

2. 医療機関情報

医療機関名	
住所	
電話番号	
ファクシミリ	
E-mail	

新

様式 1②

3. 胃がん精密検査機器保有状況及び検査実績

(1) 胃内視鏡検査機器

スコープ型番 ()
 メーカー ()
 購入年 ()
 最近3年間の検査件数 計 () 件 ※概数でも結構です。

(2) 組織診検査を他の医療・検査機関への委託する場合の委託先

医療・検査機関名 ()

4. 精密検査を担当する医師

氏名	常勤・非常勤	専門科	胃がんに関する専門の状況
			<input type="checkbox"/> 日本消化器内視鏡学会 指導医 <input type="checkbox"/> 日本消化器内視鏡学会 専門医 <input type="checkbox"/> 日本消化器がん検診学会 認定医
			<input type="checkbox"/> 日本消化器内視鏡学会 指導医 <input type="checkbox"/> 日本消化器内視鏡学会 専門医 <input type="checkbox"/> 日本消化器がん検診学会 認定医
			<input type="checkbox"/> 日本消化器内視鏡学会 指導医 <input type="checkbox"/> 日本消化器内視鏡学会 専門医 <input type="checkbox"/> 日本消化器がん検診学会 認定医

※胃がんに関する専門の状況にチェックがある場合は、証明する書類を添付してください。

【※1】 地方公共団体等への精密検査の結果の情報提供は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」において、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（第23条第1項第3号）」に該当し、必ずしも本人の同意を得る必要はないとされています。（医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知））

【※2】 「資格を有する専門の医師」とは、日本消化器内視鏡学会の指導医もしくは専門医または日本消化器がん検診学会の認定医を指します。

旧

様式 1②

3. 胃がん精密検査機器保有状況及び検査実績

(1) 胃内視鏡検査機器

スコープ型番 ()
 メーカー ()
 購入年 ()
 最近3年間の検査件数 計 () 件 ※概数でも結構です。

(2) 組織診検査を他の医療・検査機関への委託する場合の委託先

医療・検査機関名 ()

4. 精密検査を担当する医師

氏名	常勤・非常勤	専門科	胃がんに関する専門の状況
			<input type="checkbox"/> 日本消化器内視鏡学会 指導医 <input type="checkbox"/> 日本消化器内視鏡学会 専門医 <input type="checkbox"/> 日本消化器がん検診学会 認定医
			<input type="checkbox"/> 日本消化器内視鏡学会 指導医 <input type="checkbox"/> 日本消化器内視鏡学会 専門医 <input type="checkbox"/> 日本消化器がん検診学会 認定医
			<input type="checkbox"/> 日本消化器内視鏡学会 指導医 <input type="checkbox"/> 日本消化器内視鏡学会 専門医 <input type="checkbox"/> 日本消化器がん検診学会 認定医

※胃がんに関する専門の状況にチェックがある場合は、証明する書類を添付してください。

【※1】 地方公共団体等への精密検査の結果の情報提供は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」において、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（第23条第1項第3号）」に該当し、必ずしも本人の同意を得る必要はないとされています。（医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知））

【※2】 「資格を有する専門の医師」とは、日本消化器内視鏡学会の指導医もしくは専門医または日本消化器がん検診学会の認定医を指します。

新

様式2

年 月 日

和歌山県福祉保健部健康局
健康推進課長 様

医療機関名
代表者名

和歌山県胃がん検診精密検査協力医療機関変更届

下記の内容について変更がありましたので、届け出ます。

記

1 変更内容

変更事項	新	旧

2 変更年月日

3 添付書類

(専門の医師を追加変更する場合で、登録要領2④にある資格を有する場合は、証明する書類を添付してください。)

・

旧

様式2

年 月 日

和歌山県福祉保健部健康局
健康推進課長 様

医療機関名
代表者名

印

和歌山県胃がん検診精密検査協力医療機関変更届出書

下記の内容について変更がありましたので、届け出ます。

記

1 変更内容

変更事項	新	旧

2 変更年月日

3 添付書類

(専門の医師を追加変更する場合で、登録要領2④のなお書きにある資格を有する場合は、証明する書類を添付してください。)

・

新	旧
<p style="text-align: right;">様式 3 年 月 日</p> <p><u>和歌山県福祉保健部健康局</u> <u>健康推進課長</u> 様</p> <p>医療機関名 代表者名</p> <p style="text-align: center;">和歌山県胃がん検診精密検査協力医療機関登録辞退届</p> <p>このことについて、下記のとおり和歌山県胃がん検診精密検査協力医療機関としての登録を辞退いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 辞退理由</p> <p>2 登録廃止を希望する年月日 (希望がない場合は、受理をもって名簿から削除します。)</p>	<p style="text-align: right;">様式 3 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">和歌山県胃がん検診精密検査協力医療機関登録辞退届</p> <p>医療機関名 代表者名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>このことについて、下記のとおり和歌山県胃がん検診精密検査協力医療機関としての登録を辞退いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 辞退理由</p> <p>2 登録廃止を希望する年月日 (希望がない場合は、受理をもって名簿から削除します。)</p>